平成７年仙審第１６号
遊漁船第十一憲勝丸火災事件

言渡年月日　平成８年３月２１日
審　判　庁　仙台地方海難審判庁（岸良彬、葉山忠雄、半間俊士）
理　事　官　川村和夫

損　　　害
甲板上の構造物を焼損、のち廃船

原　　　因
機関取扱不適切

主　　　文
　本件火災は、自動発停式ビルジポンプの無人運転を防止する措置が不十分で、係留中、同ポンプが連続運転状態となり、電線被覆が着火炎上したことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　　由
（事実）
船 種 船 名　遊漁船第十一意勝丸
総 ト ン 数　４トン
機関の種類　ディーゼル機関
出　　　力　１８３キロワット

受　審　人　Ａ
職　　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成７年１月１６日午後９時５０分
宮城県塩釜港

　第十一憲勝丸（以下「憲勝丸」という。）は、昭和５６年３月建造の中古船を、受審人Ａが平成３年６月に購入した、登録長１１．０５メートル幅２．５８メートル深さ０．７６メートルの１層甲板型のＦＲＰ製の遊漁船で、上甲板下が、船首から順に、２区画の船倉、２区画の魚倉、機関室、３区画の船倉となっており、上甲板上の構造物として、船体ほぼ中央部に操舵室を、その後方に客室を設けていた。
　機関室は、操舵室のほぼ下方に位置し、客室前半部の下方が軸室となっており、客室床面が操舵室床

面より少し低く、客室から操舵室に至る階段部分が機関室の出入口となっていて、機関室に入るときは階段部分を取り外して出入りするようになっていた。また、機関室と軸室との間に仕切板が設けられ両室のビルジがそれぞれ別々にたまる構造になっていた。

Ａ受審人は、自動車整備工場を経営するかたわら、副業として土曜日及び休日を利用して釣具店などから紹介された釣客を乗せる遊漁船業を営んでおり、憲勝丸を購入後、ビルジポンプ（以下、単に「ポンプ」という。）２個を購入し、自らポンプの取付け及び配線工事を行い、前示仕切板の機関室側両舷にポンプを取り付け、右舷側のポンプを機関室用、左舷側のポンプを軸室用としてそれぞれ配管し、船首の船倉内に格納されている蓄電池から各ポンプに配線した。

ポンプは、Ｂ社製造のＢＰ２９０－０７型で、ゴムインペラを有し、電圧２４ボルト吐出量毎分２０リットル定格連続運転時間６０分の性能を持ち、押しボタンスイッチ又はオートスイッチにより運転を始め、ビルジ排出が完了すると、ポンプ内蔵のバキュームスイッチの接点が離れて自動停止する仕組みとなっていて、ビルジ水位が５ないし９センチメートルになるとオートスイッチが作動して、ポンプが自動運転するようになっていた。また、ポンプの配線経路にはヒューズが取り付けられていない仕様となっていた。

ところで、オートスイッチのメーカーは、同スイッチの不具合などによるポンプの連続運転を防止する目的で、係留時の無人運転をしないよう、取扱説明書に記載して取扱者に注意を促していた。

憲勝丸は、Ａ受審人が単独で乗り組み、釣客６人を乗せ、平成７年１月１６日午前６時３０分宮城県塩釜港第２区の要害を発し、同７時３０分同県閖上漁港東方の釣場に到着し、遊漁を開始したが、しけ模様となってきたので１時間ばかりで同釣場を離れ、釣場を移動してしばらく遊漁を続けたものの、しけ模様が強くなり、遊漁をあきらめて同１０時３０分発航地に帰着し、船首付けで係留したのち、釣客を下船させた。

帰着後、Ａ受審人は、航走中に、いつもは１時間ばかりの間隔で運転しているポンプの運転音がしなかったことに不審を抱き、機関室内部を見て軸室のビルジがたまっているのを認め、軸室用ポンプを点検したところ、同ポンプ電動機の取出線の電路接続器具である、ぎぼし端子のプラグが腐食して断線していることを発見し、押しボタンスイッチへの給電線のぎぼし端子のプラグをソケットから外して電路を切ったのち、腐食していたプラグを新替えしたうえ、同プラグに接続する三叉配線を工具箱内にあったやや細目のカーステレオ用三叉配線と取り替えて修理を完了し、同１１時ころ電路をつないだ結果、ポンプが運転するようになり約４０分でビルジの排出を終えた。

Ａ受審人は、その後も昼食をとったり、釣具の整備をしたりして船内にとどまり、午後４時ころ憲勝丸を離れて無人の状態で係留することとなったが、係留中もビルジの排出をさせようと思い、オートスイッチなどの不具合によりポンプが連続運転して給電線が発熱するおそれがあったから、ポンプへの通電を切るなどして、係留中のポンプの無人運転を防止する措置をとることなく、船内の各出入口に施錠して帰宅した。

こうして憲勝丸は、無人で係留中、船尾管のグランドパッキンから漏水した海水が軸室内のビルジだめにたまり、ポンプが自動運転したが、オートスイッチ又はバキュームスイッチの接点が離れなくなったかして、長時間連続運転状態となり、ゴムインペラがケーシングに焼付き、電動機が過負荷状態となって過大電流が流れ、前示三叉配線にカーステレオ用の細目のものが使用されていたこともあって、電線被覆が発熱して溶け、束ねてあった電線が短絡して、電線被覆が着火炎上し、付近構造物に延焼して

同９時５０分地蔵島灯台から真方位２３２度２，３９０メートルばかりの地点において、火災となった。
　当時、天候は晴で風力２の北西風が吹き、海上にはやや波があった。
　自宅で就寝していたA受審人は、知人からの通報で火災の発生を知り、憲勝丸に駆け付けたが、消防車の消火活動によりすでに鎮火していた。
　火災の結果、憲勝丸は甲板上の構造物の大部分を焼失し、修理費の都合で廃船となった。

（原因）
　本件火災は、自動発停式ビルジポンプの無人運転を防止する措置が不十分で、同ポンプに通電されたまま係留中、同ポンプが長時間連続運転状態となり、ゴムインペラがケーシングに焼付き、電動機が過負荷状態となって過大電流が流れ、給電線の電線被覆が発熱して着火炎上したことに因って発生したものである。

（受審人の所為）
　受審人Aが、自動発停式のビルジポンプを装備した船を無人の状態で係留する場合、オートスイッチなどの不具合により同ポンプが連続運転して給電線が発熱するおそれがあったから、同ポンプへの通電を切るなどして、同ポンプの無人運転を防止する措置をとるべき注意義務があったのに、これを怠り、係留中もビルジの排出をさせようと思い、同ポンプの無人運転を防止する措置をとらなかったことは職務上の過失である。A受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

　よって主文のとおり裁決する。